



入院時の重度障害者加算の取扱いについて

問 重度障害者加算を認定されている被保護者が、施設に入所した時は加算は認定されないと聞きましたが、入院した時の取扱いについて教えてください。

答

一 重度障害者加算の要件（告別表第二章一四―（三））

重度障害者加算を受給するのに、必要な要件は次のとおりです。

① 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第一に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において、常時の介護を必要としていること。

② 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第一条に規定する施設に入所していないこと。

二 重度障害者加算の経緯等

重度障害者加算は、昭和五十年に在宅の重度障害者に対する福祉の措置の一環として創設された福祉手当に対応するものとして、昭和五十一年に創設されました。

ところで、当初は、福祉手当はこれに係る厚生事務次官通達において、「重度の障害によって生ずる特別の負担の一助として支給する」旨示されており、また、法制定の

経緯、受給対象者の規定の仕方などから重度障害者の介護需要に着目したものではないかと推測されたものの、現実には介護がなされているかどうかは要件には含まれていませんでした。これらのことにかんがみ、生活保護制度における重度障害者加算は、当初は「家族等」の介護需要に対応するものとして位置付けられていたのです。

その後、昭和五十七年度から、重度障害者加算の位置付けについて解釈の見直しが行われました。これは制度創設当時、「家族等」の介護需要に充てられるものとして位置付けられていた福祉手当の性格が、在宅の重度障害者が、介護を要するような障害の程度ゆえに生ずる特別需要に充てられるものと考えられるようになってきたこ

とに伴うものです。すなわち、重度障害者加算は、それまでの在宅重度障害者に対する、「家族等」の介護需要に充てられるものから、何らかの形で人の手を煩わせるような重度障害ゆえに生ずる「本人」の特別需要に対応するものと位置付けられるようになったのです。

なお、昭和六十一年四月より福祉手当は、二十歳未満については障害児福祉手当、二十歳以上については特別障害者手当に変更され、従来から福祉手当を受給していた人でそのいずれにも該当しない人は経過措置として、従来どおり福祉手当が支給されることになりました。

したがって、現在、重度障害者加算に対応する手当については特別障害者手当、障害児福祉手当及

び福祉手当（経過措置分）になっています。

三 被保護者が入院した場合の取扱い

では、重度障害者加算を認定している被保護者が入院した場合について、特別障害者手当等との関係を念頭において考えてみましょう。

特別障害者手当は、病院又は診療所に継続して三月を超えて収容されるに至った場合は支給されなくなります（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の二 第二項）。重度障害者加算もこれに対応して加算を停止すべきでしょう。ところで重度障害者加算は、前述したとおり、かつては「家族等」の介護需要に充てられる特別需要に対応するものとされていましたが、現在では、何らかの形で人の手を煩わせるような重度障害ゆえに生ずる「本人」の特別需要に対応するものとして位置付けられているのです。このような加算の趣旨からすれば、重度障害者加算を認定されている被保護

者が入院した場合においても、「本人」の特別需要の程度には変化がないのですから、特別障害者手当の受給の有無にかかわらず、加算の認定を続けることとなります。

なお、障害児福祉手当及び福祉手当（経過措置分）については入院により支給が停止されることはありません。

〈参考〉 重度障害者加算の認定除外となる施設

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、乳児院、養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、重症心身障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設と同様な治療を行う国立療養所、精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、心身障害者福祉協会法に基づく福祉施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、国立保養所、筋萎縮症施設、救護施設、更生施設、医療法に規定する病院診療所に法令命令（命令に準ずる措置を含む）による入院入所者。

【参考】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第一

1	両眼の視力の和が0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したものの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。